

ID: 783

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	工作物等の除去などの措置に係る費用負担		
法令名 根拠条項	都市公園法 第27条第9項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第27条第9項の規定による。</p> <p>第27条</p> <p>9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日